

用語説明

【ア行】

あいサポート運動

誰もが様々な障害の特性や必要な配慮等を理解して、障害のある人が困っている場面でちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいソポーター」です。

アクセシビリティ

高齢者・障害者を含む誰もが、施設、サービス、情報、制度などを支障なく利用できるかどうかを示す言葉で、高齢者や障害者などにとって、サービスや情報がどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

アドバイザー（相談支援）

県が実施する地域生活支援事業である相談支援体制整備事業では、県が委託したアドバイザーが、市町村等が実施する障害児者相談支援事業や地域自立支援協議会の運営に当たって、助言、指導、調整を行います。

一般就労

民間企業等で、労働基準法などの労働関係法規の適用を受ける雇用関係に基づき働くことで、在宅での就労や起業することも含みます。

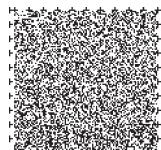
医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為のことです。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある人とない人が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされており、具体的には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。



エスコートゾーン

視覚障害のある人の横断を安全に誘導するため、横断歩道に点字ブロック用の突起物を設置した横断帯のことです。

【力行】

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業や、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行います。市町村またはその委託を受けた者が設置します。

共生社会

誰もが、社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。共生社会の実現には、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を取り除き、ノーマライゼーションの理念の実現を図る必要があります。

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。

主に下記の症状があります。

【記憶障害】

事故や病気の前に経験したことを思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態。

【遂行機能障害】

論理的に考え、計画し、問題を解決し、推察し、そして行動することができなくなった状態。また、自分のした行動を評価したり、分析したりすることができなくなった状態。

【社会的行動障害】

行動や感情を場面や状況にあわせて適切にコントロールできなくなった状態。

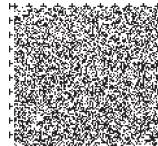
【注意障害】

周囲からの刺激に対し、必要なものに意識を向けたり、重要なものに意識を集中したりすることが上手くできなくなった状態。

工賃

福祉施設では、下請作業や自主製品の販売で収益が生じた場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。

工賃とは、「物を製作、加工する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないに関わらず労働コストに算入されますが、福祉施設の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なっています。



合理的配慮

障害のある人とない人が同じように生活するために必要な、いろいろな配慮や工夫のことです。例えば、車いすが利用できるように建物の入り口のスロープやトイレを整備したり、目の不自由な人や耳の不自由な人が地域の集会や会社の会議に参加できるように点字の資料や手話の通訳を用意したりすることなどを指します。

「障害者権利条約」では、第2条で「障害のある人が他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義しており、合理的配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

個別の教育支援計画

障害のある児童生徒について、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に、保護者をはじめ、関係機関との連携協力のもと、教育機関が中心となって作成する計画のことをいいます。

コミュニケーションボード

言葉によるコミュニケーションが苦手な人のために、絵や記号などを用いてコミュニケーションを支援するためのものです。ボードに描かれた絵や記号を指さしたり、相手に指さしてもらってやりとりをします。

【 サ行 】

児童発達支援センター

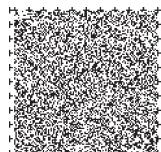
障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、身近な地域の障害児支援の拠点となります。

社会的障壁

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

周産期医療

妊娠満22週から生後満7日未満までの期間を、周産期といいます。この時期に、母体、胎児、新生児の急激な病態の変化等に的確・総合的に対応できるよう、産科、小児科双方からの連続・一貫した医療を行う体制を、特に周産期医療といいます。



障害者権利条約

障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、障害のある人の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、教育、労働等様々な分野で障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けたものです。

日本は平成19年9月にこの条約に署名し、平成26年1月に批准しました。

障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、各企業、法人、機関は義務づけられた雇用率（法定雇用率）以上の割合、障害のある人を雇用しなければならないこととなっています。

平成30年4月からの法定雇用率は以下のとおりです。

- ・民間企業（45.5人以上） 2.2%
- ・国、地方公共団体等 2.5%
- ・都道府県等の教育委員会 2.4%

障害者週間

昭和56年の国際障害者年を記念して、12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年12月3日に公布された障害者基本法に規定されました。その後、平成7年に、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすることが定められ、平成16年の障害者基本法の改正の際、「障害者の日」の規定も「障害者週間」に改められました。

国民の間に広く障害者福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨としています。

障害者就業・生活支援センター

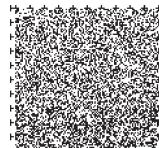
就労意欲はあるが、単独での就労が困難な障害者や、一般就労している障害のある人を対象に、雇用、福祉等の関係機関と連携を図り、就業、日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。

障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害のある人の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

小児慢性特定疾病

18歳未満の子どもの病気のうち、慢性的で生命を長期に脅かし、症状や治療が長期にわたり高額な医療費の負担が続くものとして、厚生労働大臣が定めるものをいいます。



ジョブサポーター

障害のある人の求職時から就労後まで、職場の習慣や人間関係に適応して働くように、作業工程の工夫等きめ細かな支援を行う人です。

神経難病

難病のうち、脳、脊髄、筋肉などの神経筋組織が侵される疾患の総称で、その多くは進行性であり、有効な治療法も少なく、徐々にいろいろな身体機能に障害をきたします。

筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病などが該当します。

身体障害者補助犬

目や耳や手足が不自由な人の手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。公共施設、交通機関、飲食店やスーパー等いろいろな場所で補助犬を受け入れることが義務づけられています。

【盲導犬】

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教える犬です。

【介助犬】

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、着替えを手伝ったりする犬です。

【聴導犬】

耳が不自由な人に代わって、車のクラクション、ドアチャイム、非常ベルなどの音を聞き、それを知らせる犬です。

人権を考える強調月間

和歌山県では、平成14年度から11月11日から12月10日までの1か月間を「人権を考える強調月間」として定め、あらゆる人の人権が尊重される社会づくりに向け、県民一人ひとりが自らの課題として人権について考え、取り組んでいただけるよう、各種啓発活動を重点的・集中的に展開しています。

スクールカウンセラー

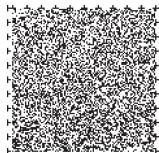
学校において、児童生徒の生活上の悩みや問題に対して助言・指導を行う臨床心理士などの専門家です。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害のある人の保健・福祉に関する専門知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談、助言や訓練等の援助を行う者をいいます。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度で、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行います。



【 夕行 】

地域活動支援センター

障害児者を対象とする通所施設の一つで、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

地域自立支援協議会

相談支援事業を円滑に実施し、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するために、市町村が単独又は広域で設置する地域の関係機関によるネットワークです。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う事業です。市町村及び県は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、効率的・効果的な取組を行っています。

地域生活定着支援センター

高齢者又は障害者で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人の内、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援するとともに、再犯防止を図るため、矯正施設や保護観察所等と協働して、福祉サービスを利用するための手続きを行います。

地域体制整備コーディネーター

精神障害者の退院促進・地域定着支援のために、病院や施設等への働きかけ、各地域における課題の整理や必要な事業・資源の点検・開発に関する助言・指導等の役割を担っています。

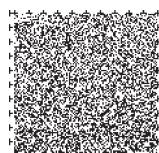
地域包括ケアシステム

障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された支援体制のことです。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごと、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場をそれぞれ設置し、関係者による重層的な連携による支援体制を構築することが求められているところです。

地域リハビリテーション広域支援センター

老人保健福祉圏域ごとに指定される中核的な機関で、地域におけるリハビリテーション実施機関等の支援や従事者に対する援助を行い、地域包括ケアを支える地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制を構築します。



聴覚障害者情報センター

聴覚障害のある人に対して、字幕入りビデオテープの製作・貸出を主な業務とし、手話通訳・要約筆記などを行う人の養成、派遣等を行っている施設です。

通級指導教室

小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍している、言語障害、LD（学習障害）などの障害がある児童生徒のうち、比較的軽度の障害がある児童生徒に対し、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

D P A T（ディーパット）

災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）の略。

精神科医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、被災地域での精神医療の提供、精神保健活動や被災医療機関への専門的支援などを行う専門チームのことです。

点字図書館

視覚障害のある人に対して、点字刊行物や録音図書（録音テープ・CD）の貸出・閲覧業務を主な業務とし、点訳・朗読奉仕員の指導育成等も行っている施設です。

特別支援教育

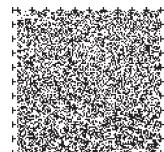
特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。また、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

【ナ行】

難病

難病法では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。

なお、難病のうち、さらに指定された疾患を特定疾患といい、原因治療についての調査、研究及び医療費の自己負担の軽減などが行われています。



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業のことです。

入所施設（障害者支援施設）

障害のある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設をいいます。

認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）をいいます。

認知症疾患医療センター

認知症に関して保健、医療、介護等の関係機関と連携しながら、鑑別診断や周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行うとともに、地域の保健、医療、介護関係者への研修や情報提供を行う専門医療機関で、都道府県知事又は指定都市の市長が指定した病院です。

ノンステップバス

高齢者や身体障害のある人がバスの乗降をスムーズに行えるよう床面の地上面からの高さを下げたバス車両です。

【八行】

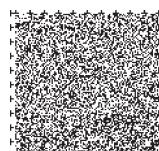
発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

【自閉症】

主に次の3つの障害特性があり、主な症状として、「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」、「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」等があげられます。

- ①社会性の障害
- ②コミュニケーションの障害
- ③想像力の障害とそれに基づくこだわり行動。



【アスペルガー症候群】

「自閉症の3つの特徴のなかで、コミュニケーションの障害の基準を満たさず、言語発達の遅れが認められないものである」と定義されています。

【広汎性発達障害】

自閉症圏障害の総称。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係がとりにくい状態をいい、重症度は様々です。

【学習障害（LD）】 LD=Learning Disabilities

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものです。

【注意欠陥多動性障害（AD／HD）】

ADHD=Attention- Deficit／ Hyperactivity Disorder

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものです。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、障害のある人の社会参加を困難にしている全ての障壁に対して用いられます。

バリアフリー対応型信号機

ピヨピヨ、カッコウの鳥の鳴き声の擬音により信号表示の状況を知らせる音響式信号機や、押ボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりする機能を有する信号機のことです。

ひきこもり

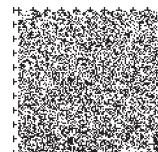
様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態を言います。

「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものを指します。

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を指します。

なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められています。



ピアサポートー

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（ピア）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを語り合い、互いに支え合うことをピアサポートといい、そのような支援をする人をピアサポートーと呼びます。

福祉的就労

就労継続支援事業所などの就労の機会の提供、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労の形態をいいます。

ペアレント・メンター

障害のある子供を育てている親に対し、同じような子供を育ててきた経験のある親が、経験・知識を生かして相談にのったり、地域で安心して生活するための情報の提供や支援を受けるためのきっかけ作りとなるような活動をします。いわば、親による親のための相談者として、障害のある子供を持つ家族同士が、互いにうまく支え合う仕組みとして期待され、行政と関係機関との連携による養成講座も実施されています。

放課後児童クラブ（学童保育）

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、児童館等の児童厚生施設や学校余裕教室、公民館、保育所などの身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業です。

【マ行】

メール110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話のEメールによって110番通報できるものです。通報を受けた警察では、通常の110番通報と同様、警察署やパトカーに無線連絡し、現場急行する仕組みとなっています。

【ヤ行】

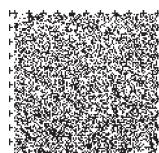
要約筆記者

聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の一つの方法で、話す内容を筆記し文字にして伝達する人です。

【ラ行】

ライフステージ

人間の一生をいくつかの過程に分けたものをいいます。



リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムにとどまらず、障害のある人のライフサイクルの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すという考え方です。

録音図書

視覚により情報取得が困難な人々のための情報保障形態の一つとして、書籍等の文字や図表の情報を音声化し、テープやCDなどに記録したメディアのことです。

【ワ行】

和歌山県災害ボランティアセンター

和歌山県社会福祉協議会が和歌山県や関係団体と協働して設置し、災害時に多くのボランティアが効率的・効果的に活動できるよう体制整備などに取り組んでいます。

和歌山神経難病医療ネットワーク連絡協議会

医療依存度や介護度が高く、高度かつ専門の医療が不可欠である重症神経難病患者・家族に、すみやかに充分な療養支援サービスが提供されるよう、施設医療から在宅療養まで一貫した療養環境を整備することを目的とした協議会です。

和歌山県精神保健福祉センター

こころの健康の保持推進と精神障害のある人の社会復帰、社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして各種事業を行っています。

和歌山県成年後見支援センター

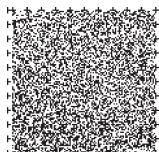
和歌山県社会福祉協議会が設置し、成年後見制度の活用を促進するための事業に取り組んでいます。

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター

難病患者、長期療養児やその家族等の療養・日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援等を行っています。

和歌山県発達障害者支援センター（ポラ里斯）

発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら様々な相談に応じたり、普及啓発や研修を実施するなど発達障害に関する総合的な支援を行っています。



和歌山県福祉のまちづくり条例

障害のある人や高齢者等のすべての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会参加ができる、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年に制定した条例です。

この条例では、公共的施設等の構造及び設置に関して必要な基準等を定めています。

